

### 第三章 公債（三）

ヨーロッパの債務国の公債、とりわけイングランドの公債が、国の既存資本を大きく押し上げ、通商を拡大し、製造を増やし、土地の耕作や改良を他の資本では及ばない水準まで引き上げたとする見解もある。しかしこの評価は、政府への前貸し資本はその瞬間に資本としての機能を離れて歳入へと姿を変え、支えの対象も生産的労働者から非生産的労働者へと移り、その支出は通例一年以内に消費されて再生産を生まないという事実を見落としている。債権者は見返りとして年賦収入を得るが、その価値は多くの場合、元の資本に少なくとも等しいため、その年賦権利を担保に新たな資本を借り入れるか、それを売却して前貸し額と同等かそれ以上の自己資金を調達し、従前と同等かそれ以上の規模で事業を続けられる。だが、こうして彼らが他から買い入れたり借りたりする資本は、もともと国内に存在し、生産的労働の維持に充てられていていたものであり、国全体にとって新しい資本ではない。用途が入れ替わったにすぎず、個人の穴埋めにはなつても国全体の穴埋めにはならない。もしこの前貸しがなければ、国内には生産的労働を支える資本が一つではなく二つ、すなわち年産物の取り分が二つ併存していたはずだ。

政府がその年度の借入に頼らず、その年度の税収だけで歳出を賄う場合、民間所得の一部は、ある非生産的労働の維持に向かっていた支出から、別の非生産的労働の維持に向かう支出へと置き換わるにすぎない。徵収された税の一部は、本来なら資本として蓄積されて生産的労働の維持に回った可能性があるが、より大きな部分は消費され、結局は非生産的労働の維持に充てられたとみるのが妥当だ。それでも、このやり方は新たな資本の蓄積や形成をいくぶん抑えるにとどまり、既存の資本を必然的に損ない、減らすものではない。

公的支出を借入で賄うと、その費用は最終的に、国内の既存資本の取り崩しと、毎年の産出の一部を生産的労働から非生産的労働へ振り向けることで負担される。とはいっても、同額をその年の税収だけで賄う場合に比べれば、租税負担は軽く、私的収入への圧迫も弱いぶん、貯蓄や資本形成への悪影響は小さい。借入は既存資本の減耗を広げる一方で、その年の課税で賄うより新規の資本蓄積や取得を妨げにくい。結果として、借入に頼る場合のほうが、政府の浪費や放漫財政がもたらす社会全体の資本の目減りを、民間の喰約と勤勉で比較的容易に補える。

ただし、国債発行による戦費調達の優位は戦時に限られる。戦費を各年度の歳入で賄

### 3 第三章 公債（三）

えば、そのための臨時課税は終戦とともに廃止される。民間の資本形成は戦時には落ち込むものの、平時には国債方式の場合よりいつそう強まる。戦争が既存の資本を必ずしも破壊するわけではない反面、平時には新たな資本形成が促される。その結果、戦争は概して早期に終結し、軽率な開戦も起こりにくくなる。国民が戦時の負担を全面的に引き受ければ早期に疲弊し、政府も世論を踏まえて不要な継戦を避けるようになる。重く避けがたい負担になるとの見通しそのものが、確たる利益に乏しい開戦要求を抑える。民間の蓄積力が損なわれる時期はまれで短く、逆にその力が最も高まる時期は、国債方式の場合よりはるかに長く続く。

公債での資金調達が一定水準に達すると、それに伴う増税が積み重なり、平時でさえ、他の方式で戦時に負担した場合と同程度まで民間の蓄積力が削がれることがある。現在、英國の平時の歳入は年額一千万ポンド超だが、これが既存の担保に縛られていらない自由な歳入であれば、適切に運営するかぎり、一シリングたりとも借金を増やさずに最も苛烈な戦争ですら遂行できたはずだ。それにもかかわらず、いまは平時であるのに住民の私的収入は大きく圧迫され、蓄積力は、有害な公債制度が存在しなければ最も費用のかかる戦時によくやく達する程度にまで落ち込んでいる。

公債、すなわち国債の利払いは「右手が左手に払うだけ」で、資金は国外に流出せず住民間の所得移転にすぎないから、国は少しも貧しくならないという見方がある。これは重商主義の詭弁である。重商主義については既に述べたので繰り返さないが、この見方は前提自体が現実に合わない。公債の債権者は国内に限られず、オランダをはじめ海外の投資家も相当部分を保有しているからである。しかも、仮に全額が国内保有であつたとしても、弊害は少しも和らがず、国全体が損をしないという結論にはならない。

収入の源泉は、公私を問わず、最終的に土地と資本という二本柱に大別される。資本は生産的労働に支払う賃金の原資となり、農業、製造業、商業などで機能する。運用や管理の担い手は分かれており、土地は地主が、資本は所有者または雇用主が管理する。

地主は収入を守るため、小作人の家屋の建設・修繕、用排水路や囲いの整備・維持など、本来の責務である費用のかかる改良に投資し、所有地をできるだけ良好な状態に保とうとする。ところが、各種の地税で収入が目減りし、生活必需品や日々の利便にかかる課税で手取りがさらに減れば、こうした改良を継続して行うのは難しくなる。地主がその責務を果たせなくなれば、小作人が代わって続けることはできない。地主の困窮が深まるほど、その国の農業は必然的に衰える。

### 5 第三章 公債（三）

生活の必需品や利便を支える財に税が重なれば、資本の保有者や運用者は、同じ収益でもこの国では他国ほど購買力がないと判断し、資本を国外へ移そうとする。さらに、税収確保の過程で、巨額の資本を動かす商人や製造業者が、屈辱的で煩わしい徴税官の頻繁な訪問にさらされるようなら、その傾向はやがて実際の移転へと進む。資本が引き揚げられれば国内産業は後退し、農業が衰えれば貿易や製造業も連鎖的に行き詰まり、没落が続く。

収益の二大源泉である土地と資本から生まれる収入の大半を、それぞれの運用に直接の利害を持つ所有者から、個別の利害を持たない公債の債権者へ移すような仕組みや政策は、時とともに土地の手入れや保全の放棄を招き、資本は浪費・消耗され、あるいは他所へ流出しがちになる。公債の債権者も、農業・製造業・工業・商業が繁栄し、ひいては土地が健全に保全され資本が適切に管理されることに一般的な利害関係を持つため、これらが広く不振や後退に陥れば税収が細り、年金や利子の支払い原資が不足して危うくなる。しかし債権者という立場に限れば、特定の土地や資本の状況や管理の巧拙に対する関心も利害も乏しく、個別事情を知る術も検査・監督する立場もないため、注意や配慮の動機が生じにくい。結果として、崩壊や荒廃が起きても気づかず、直接の打撃や

影響を受けないことすらある。

公債を恒常化する制度は、これを採用した国を例外なく、時の経過とともにじわじわ弱ってきた。その起源はイタリアの諸共和国にあるとされ、いま独立国の体裁を保つているのはジエノバとベネチアの二つだけだが、いざれもこの制度によつて力を落とした。スペインはこの手法をイタリア諸国から取り入れたが、課税がそれほど適切でなかつたため、本来の国力に照らしても被害はより大きかつた。同国の負債は古く、十六世紀の終わり以前から巨額の債務を抱え、イングランドが一シリングでも借りるようになるよりおよそ百年前にさかのぼる。豊かな天然資源を持つフランスでさえ、同種の巨額の負債の重圧にあえいでいる。連合ヌーデルラント共和国の弱体化も、負債によるものとしてはジエノバやベネチアに匹敵する。他国を弱らせ荒廃させてきたこの慣行が、グレートブリテンに限つて無害でいられると考へる根拠が、はたしてあるだろうか。

諸外国の課税制度は概してイングランドに及ばないという評価は、おおむね妥当である。ただし、いかに賢明で理にかなつた政府でも、適切な課税基盤を使い尽くし、急迫した事情に直面すれば、本来望ましくない税目に頼らざるを得なくなる。賢明とされるオランダ共和国でさえ、時にスペインの多くの税制に匹敵するほど不合理で重い課税に

依存した。もし租税の抜本的整理や負担軽減が進む前に新たな戦争が起り、その費用が前回並みに膨らむなら、やむを得ず英國の課税もオランダやスペイン並みに圧迫的になりかねない。他方で、現行の課税はこれまで産業活動をほとんど妨げず、最も費用のかさんだ戦時でさえ、國民の儉約と規律ある貯蓄・蓄積が、政府の浪費で社會の総資本に生じた損失を補つてきた。英國が史上最大の費用を投じた近時の戦争を終えた時点でも、農業は健全に伸び、製造業の従事者数と雇用は十分に保たれ、商業の広がりも従前どおりだった。ゆえに、それらを支える資本も従来と同程度だったとみられる。講和後は農業の改良が一層進み、全国の町や村で地代や家賃が上がっている。これは國民の富と所得が増加している証しである。加えて、古い税目の多く、なかでも物品税と関税の主要部門の年次収入は伸び続け、消費の拡大と、それを支える生産の増加を示している。英國は、半世紀前には到底不可能と見なされた重荷を、いまや容易に支えている。とはいえ、これをもつて無制限の負担に耐えられると結論づけてはならず、現状よりわずかに重い負担でも大きな困難なく耐えられると過信すべきではない。

国債が相当な規模に達したのち、約束どおり全額を返済できた例は、著者の知る限りほとんどない。歳入を国債の拘束から解く手立ては破産しかなく、ときにそれが公然と

宣言されることがあつても、実質は常に破産であり、支払いはしばしば名目にすぎない。

通貨の呼称価値の引き上げは、実質的な国家破綻を見せかけの履行で糊塗するために用いられてきた常套手段である。たとえば六ペンスを一シリング、二十六ペンスを一ポンドと呼び換えれば、旧呼称で一ポンド（二十シリング）、すなわち銀約四オンスを借りた者は、新呼称では一ポンド（二十六ペンス）、すなわち二オンス弱で返済できてしまふ。国の債務が約一億二千八百万、当時のグレートブリテンの基金化債務と非基金化債務の元本に近い規模であれば、新呼称の貨幣で約六千四百万を支払うだけで、見かけ上は完済の体裁を整えられる。しかしそれは虚構にすぎず、公債の債権者は一ポンドにつき実質十シリングを失う。しかも損失は公債の債権者にとどまらず民間の債権者にも同率で及び、しかも多くの場合、公債の債権者の被害の方が大きくなる。彼らに多額の負債があれば同じ通貨での支払い相殺できることもあるが、多くの国では公債の債権者の大半は富裕層で、一般に債務者ではなく債権者の立場にあるのが通例である。そのため損失は軽減されないまま広がり、公共の利益にもならず、罪なき多くの人びとにまで被害を及ぼす。結果として私有財産の秩序は広く深く揺らぎ、勤勉で儉約的な債権者が不利益を被り、怠惰で浪費的な債務者が利し、国民資本は増進と改良に資する手から、

浪費と破壊を招きかねない手へ移つてしまふ。国家が破産を宣言せざるを得ないときは、個人の場合と同様、公正で開かれた明確な破産手続きこそが債務者の不名誉を最も小さくし、債権者への害も最小限にとどめる。実質的な破産の不名誉を覆い隠そうとして、この種の見抜かれやすく有害な策に頼つても、国家の名誉は守れない。

古代から現代に至るまで、財政が行き詰まると多くの国家が通貨の切り下げに頼つてきた。ローマは第一次ポエニ戦争の講和に際し、価値基準だった銅貨アスの重さを十二オンスから二オンスへ減らし、額面は従前のままとした。これにより共和国は実質六分の一の負担で莫大な債務を清算できた。現代なら激しい反発が予想されるが、そのような記録は見当たらない。通貨法案は護民官が民会に提出して可決され、相当の支持を得たとみられる。当時の共和政ローマでは、貧民は富裕層に慢性的な負債を負い、富裕層は年次選挙の票を確保するため高利で貸し付け、利息は雪だるま式に膨らんで本人にも保証人にも返済不能の額に達した。苛烈な取り立てを恐れ、債務者はやむなく債権者の推す候補に投票した。収賄を禁じる法があつても、候補者の施しや元老院の隨時の穀物配給が、共和政末期の貧民の主な糧であつた。従属から逃れるため、彼らは債務の全面帳消しか、一定割合の支払いで残額を免除する帳簿の書き替えを繰り返し求めた。貨幣

価値を六分の一に落とすこの切り下げは、実債務の六分の一での返済を可能にするという点で、最も有利な帳簿の書き替えに等しかつた。富裕層は民衆をなだめるために債務免除や帳簿の書き替えをたびたび認め、今回は国庫の重荷を軽くし、自らが主導する政体に活力を取り戻す狙いも重なつて同意したのだろう。仮に同様の操作を用いれば、一億二千八百万ポンドの債務は二千百三十三万三千三百三十三ポンド六シリング八ペニスへ一挙に圧縮される。第二次ボエニ戦争では、アスはさらに二オンスから一オンス、のちに二分の一オンスへ切り下げられ、価値は元の二十四分の一となつた。三度の切り下げを合わせて適用すれば、現行貨幣で一億二千八百万ポンドの債務は五百三十三万三千三百三十三ポンド六シリング八ペニスに縮む。理屈のうえでは、英國の巨額債務でさえ短期間で償還できる計算になる。

こうした便法や策が積み重なつた結果、各国の貨幣の本来価値が段階的に切り下げられてきた。同じ名目額でも、含有銀量はしだいに減つてきた。

諸国は同じ目的で、しばしば貨幣の品位や基準を引き下げ、合金比率を高めてきた。たとえば、銀貨一ポンド当たりの標準的な合金量は十八ペニーウエイトだが、これを八オズまで増やせば、一ポンド・スターリング（すなわち二十九シリング）の価値は現行

貨換算で約六シリング八ペニスまで下がる。その結果、現在の六シリング八ペニスに含まれる銀量が、名目上はほぼ一ポンド・スターイングに相当すると見なされる。こうした品位の切り下げや基準の希薄化は、フランス語で言う「アギュマンタシオン」、すなわち額面を直接引き上げると同じ効果をもたらす。

貨幣の増価とは、硬貨の額面を公然と直接引き上げ、かつて重く大きかつた貨幣と同じ名称を、より軽く小さい貨幣にも与える措置である。他方、標準品位の改悪は通例ひそかに行われ、額面も重量も外見も以前と変わらないよう装いながら、実際には価値の落ちた低品位の硬貨を造幣所から流通させる。債務返済のために品位を下げたフランス王ジャンは、造幣所の役人すべてに口外を禁じ、守秘を命じた。いずれも正当化できないが、増価はあからさまな強権の行使であり、改悪は背信的で卑劣な詐術である。このため、改悪はひとたび露見すれば長くは隠し通せず、常に増価以上の強い憤りを招いてきた。かなりの増価のうちに旧来の重量へ戻る例はほとんどない一方、深刻な改悪のちには、民意を鎮めるために、ほぼ常に旧来の品位や純度が回復された。

ヘンリー八世の治世末からエドワード六世の治世初期にかけてのイングランドでは、額面の引き上げと品位の切り下げが併行して行われ、ジェームズ六世の幼少期のスコツ

トランドでも同様の措置がとられた。この種の手立ては、多くの他国でも時折見られた。

平時の常備体制の維持に要する年間経費を賄つた後に残る剰余がごくわずかな現状では、英國の財政が債務負担の重圧から完全に解放される見通しも、その方向への目に見える進展も、ほとんど望めない。これを実現するには、歳入を大幅に増やすか、歳出を同程度に大きく削減することが不可欠である。

地租と家屋賃料への課税をより公平にし、前章で示した関税と物品税の制度も見直せば、多くの国民の負担を増やすさずに、負担を社会全体で広く分け合うことで、歳入を相当程度押し上げられるだろう。とはいっても、いかに樂観的な政策立案者でも、こうした增收だけで財政の重い制約を全面的に取り除くことはできず、平時のうちに十分な改善を進めて次の戦争での公債のさらなる累積を抑えるか、少なくともそれを相殺できる、と合理的に期待するのは難しい。

英本国と、歐州系住民の居住する帝国の各地域にまで英國の租税制度を広げて適用すれば、歳入は大幅に増えると見込まれる。ただし、英國憲法の原則に適合させるためには、英國議会または英帝國の総議会に各地域の公正かつ平等な代表権を認め、代表数を当該地域の税収に応じて英國本土と同じ基準で配分することが欠かせない。とはいっても、

多くの有力者の利害や、大きな集団に根強い偏見が強い抵抗となり、実現はきわめて難しく、場合によつては不可能だらう。本稿は連合の当否に結論は置かず、英國の租税制度を帝国全域にどこまで適用し得るか、その場合に見込まれる歳入はいかほどの、さらに包括的な連合が各地域の幸福と繁栄にどう作用するかを理論的に検討する。新たなユートピアにすぎず、娯楽性に欠けるかもしれないが、従来のユートピアに比べて有用性や現実味で劣らず、無益で夢想的という点でもそれ以上ではない。